

平成 28 年度琉球大学法科大学院
B 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 1

民法〔全 450 点中 150 点〕

平成 27 年 10 月 31 日（土曜日）
9 時 30 分～11 時 00 分（90 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 6 枚、下書用紙 2 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題（150点）

次の【事実1】を読んで〔設問1〕に，【事実2】を読んで〔設問2〕にそれぞれ答えなさい。

【事実1】

- 1 X₁は、平成27年4月1日、Aに対し、所有する甲土地を代金1,000万円で売却し（以下「売買契約1」という。）、同日、代金のうち500万円をAから受領するとともに、Aへの所有権移転登記手続きを了した。なお、残代金500万円の弁済期は、同年6月末日とされていた。
- 2 Aは、同年5月20日、Y₁に対し、甲土地を代金1,100万円で売却し（以下「売買契約2」という。）、同日、Y₁から代金全額の支払を受けるとともに、Y₁への所有権移転登記手続きを了した。
なお、Y₁は、売買契約2を締結する際、売買契約1において、残代金の弁済期日が未到来なので、AはX₁にまだ残代金500万円を支払っていないことを知っていた。
- 3 Aは、売買契約1の残代金の弁済期である同年6月末日が経過しても、X₁に残代金500万円を支払わなかったため、X₁は、Aに対し、相当期間を定めて残代金の支払を催告したが、相当期間が経過してもAは支払をしなかった。
そこで、X₁は、同年7月22日、売買契約1を解除した（解除は有効である。）。
- 4 X₁は、Y₁に対し、甲土地の所有権を主張して、甲土地につきY₁名義となっている登記の抹消ないし移転を求めたいと考えている。

〔設問1〕（90点）

【事実1】を前提として、以下の小問(1)および小問(2)に答えなさい。

- 小問(1) X₁は、Y₁に対し、甲土地の所有権を主張することができるかどうかについて論じなさい。その際、【事実1】の2の下線部

分の事実が上記結論に影響を及ぼすかどうかについても言及すること。(50点)

小問(2) 【事実1】の2において、売買契約2に基づくAからY1への所有権移転登記手続きは未了で、甲土地の所有名義がまだAにあったとする。X1がAに対し抹消登記請求をしたのに対し、Y1は、X1に対し、甲土地の所有権を主張することができるかどうかについて論じなさい。また、もし、X1の売買契約1の解除の後、甲土地につきAからY1への所有権移転登記がなされた場合、Y1は、X1に対し、甲土地の所有権を主張することができるかどうかについても論じなさい。(40点)

【事実2】

- 1 X2は、平成27年4月1日、Bに対し、所有する乙土地を代金1,000万円で売却し(以下「売買契約3」という。)、同日、代金のうち500万円をBから受領するとともに、Bへの所有権移転登記手続きを了した。なお、残代金500万円の弁済期は、同年6月末日とされていた。
- 2 Bは、売買契約3の残代金の弁済期である同年6月末日が経過しても、X2に残代金500万円を支払わなかったため、X2は、Bに対し、相当期間を定めて残代金の支払を催告したが、相当期間が経過してもBは支払をしなかった。
そこで、X2は、同年7月22日、売買契約3を解除した(解除は有効である。)
- 3 Bは、同年7月31日、Y2に対し、乙土地を代金500万円で売却し(以下「売買契約4」という。)、同日、Y2から代金全額の支払を受けるとともに、Y2への所有権移転登記手続きを了した。
なお、Y2は、売買契約4を締結する際、売買契約3がBの残代金の未払いにより解除されていることを知っていたが、乙土地の名義がBに残っていることに乗じて、乙土地をBから安く買い取ったうえで、X2に高く売りつけるか、第三者に転売するなどして利益を得ようと企て、お金の

困っているBに働きかけ、時価の半額の代金で乙土地を買い取り、直ちに移転登記をしたものである。

- 4 X₂は、Y₂に対し、乙土地の所有権を主張して、乙土地につきY₂名義となっている登記の抹消ないし移転を求めたいと考えている。

〔設問2〕（60点）

【事実2】を前提として、以下の**小問(1)**および**小問(2)**に答えなさい。

小問(1) X₂は、Y₂に対し、乙土地の所有権を主張することができるかどうかについて論じなさい。（35点）

小問(2) **【事実2】**の3の後、Y₂が、事情を知らないY₃に対し、乙土地を時価である1,000万円の代金で売却し、Y₃に移転登記をした場合、X₂は、Y₃に対し、乙土地の所有権を主張することができるかどうかについて論じなさい。（25点）

以 上

平成 28 年度琉球大学法科大学院
B 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 2

刑法〔全 450 点中 100 点〕

平成 27 年 10 月 31 日（土曜日）
11 時 20 分～12 時 20 分（60 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 4 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題（100点）

次の【事例】につき、【設問】に答えなさい。

【事例】

甲は、Aクリニック（以下「クリニック」）で美容整形手術を受けたが、その結果は自分の思っていたものではなく、手術を担当したクリニック院長Bに恨みを抱き、何とか復讐してやろうと考えるに至った。クリニックには入院設備はなく、職員が寝泊まりするような設備もないため、夜中になると無人になることを調べた甲は、夜中にクリニックに忍び込み、放火することを計画した。

クリニックは、60世帯、100人が住むマンションの1階にあり、クリニックに行くには、まずマンションの入り口を入り、エントランスホールを通り、住民が使用するエレベーターの横にある通路を通って奥まで進むとクリニックの入り口があるという構造だった。エレベーターの横の通路には、「クリニック来院者以外の立ち入りお断り」という立札が立っており、クリニックの開院時間以外は立ち入りができないようにチェーンが渡されるようになっていた。

甲は、ある日の夜中、ピッキングの準備をしてマンションの1階入り口からマンションに入り、エントランスホールを通り抜け、エレベーター横の通路のチェーンを飛び越えて通路を進み、クリニックの入り口にたどり着いた。用意してきたピッキングの道具でクリニックの玄関を開けようと思ったが、その日は偶然院長Bが戸締りを忘れており、入り口の鍵が開いていたため、そのままクリニックの中に入ることができた。

クリニックの中で、持ってきた灯油の1リットル缶の中身を全て床にまき、入り口から出ると、クリニックの奥に向かって火のついたライターを投げ込み、急いでドアを閉め、マンションからも走り出た。

クリニックの中では、まいた灯油に火はついたものの、クリニック自体は難燃性の素材であったため、床、壁、天井等が高熱になっただけで、それらが炎をあげて燃えることはなかった。また、仮に家具等が燃えて炎が上がったとしても、炎がクリニックの外へ出ることはないような構造になっていた。

しかし、今回は、難燃性の素材が高温になったことで有毒ガスが発生し、このガスが換気扇を通じて2階に充満し、2階の住人3人が亡くなった。

【設問】

甲男の罪責について述べなさい。特別法上の犯罪には触れないでよい。

以 上

平成 28 年度琉球大学法科大学院
B 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 3

憲法〔全 450 点中 100 点〕

平成 27 年 10 月 31 日（土曜日）
13 時 15 分～14 時 15 分（60 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 4 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題（100点）

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

裁判官Yは青森地裁の判事補であった1992年5月、東京で開催された、自衛隊を国連平和維持活動に派遣する、いわゆるPKO協力量案に反対する集会に参加した。その際に、会場から発言し、憲法上の問題点を指摘した。その様子がテレビのニュース映像で流れ、それを見ていた青森地裁所長Aの妻が、A所長にYが反対集会に参加していたことを話した。

A所長は職場でYを呼び出し、事情を聞いて参加を確認した後、集会への参加を抑えるよう指示した。Yはそれ以来、集会等への参加を見合わせた。その後いくつかの地裁勤務を経てYは福岡地裁へと赴任した。

一方、A所長は東京地裁所長になっており、たまたま会議の際に司法修習の同期であったXと会った。懐かしさもあって、話が弾み、Xは現在、福岡地裁所長になったばかりだということをAに話した。Aは、福岡地裁にYが転勤したということをXに伝えて、よろしくとお願いした。

後日、X所長はYが自衛隊イラク派遣違憲訴訟の担当裁判官であることを知ったので、Aに「先日、貴兄からよろしくと言われたY判事は元気にやっております、自衛隊イラク派遣違憲訴訟の担当になって張り切っているよ。」という内容の手紙を書いた。Aは以前のYの行動を思い出し、X所長に青森地裁勤務時代にYが東京でのPKO協力量案反対集会に参加したことを伝えた。

X所長は驚いて、Yを所長室に呼んで、自衛隊問題は統治行為の問題であり、裁判所が憲法判断すべきではない旨のアドバイスをした。しかし、Yは2006年3月、自衛隊イラク派遣は憲法違反であるという判決を下した。あれほどアドバイスをしたにもかかわらず、Yが違憲判決を下したということで、X所長はYの過去のPKO協力量案反対集会参加が関係していると確信し、Yの行動を調査したところ、実は自衛隊イラク派遣違憲訴訟の担当になる前に、休暇で実家のある東京に帰省した際、公園で散歩中にそこで開かれていたイラク戦争問題を考える30人程度の小規模の集会に参加し、発言をしていたことが判明した。X所長は、この集会に参加し発言したこと、およびYが判事補時代にPKO協力量案反対集会に参加していたことを踏まえ、Yが政治運動に積極的に荷担したとして、Yを懲戒処分（戒告）に付すよう、分限裁判を申し立てた。

〔設問〕

本事例における憲法上問題となる点を挙げ、それぞれについて論じなさい。

〈資料〉

○ 裁判所法（抄）

第 49 条（懲戒） 裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたときは、別に法律で定めるところにより裁判によつて懲戒される。

第 52 条（政治運動等の禁止） 裁判官は、在任中、左の行為をすることができない。

- 一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。
- 二 最高裁判所の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に従事すること。
- 三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

○ 裁判官分限法（抄）

第 2 条（懲戒） 裁判官の懲戒は、戒告又は一万円以下の過料とする。

第 3 条（裁判権） 各高等裁判所は、その管轄区域内の地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の裁判官に係る第一条第一項の裁判及び前条の懲戒に関する事件（以下分限事件という。）について裁判権を有する。

第 6 条（事件の開始） 分限事件の裁判手続は、裁判所法第 80 条の規定により当該裁判官に対して監督権を行う裁判所の申立により、これを開始する。

以 上

平成 28 年度琉球大学法科大学院
B 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 4

商法〔全 450 点中 50 点〕

平成 27 年 10 月 31 日（土曜日）
14 時 30 分～15 時 00 分（30 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 3 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題（50点）

A株式会社は、株主総会に出席した株主に対して一律に、総会会場受付で「おみやげ」として自社店舗で使用することができる商品券を交付した。この措置は株主平等の原則に反しないか論じなさい。すべての株主に対して、その所有する株式数に応じて段階的に、自社営業施設の優待券を交付した場合はどうか。

以 上

平成 28 年度琉球大学法科大学院
B 日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 5

民事訴訟法〔全 450 点中 50 点〕

平成 27 年 10 月 31 日（土曜日）
15 時 05 分～15 時 35 分（30 分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 試験開始後、問題の部分に印刷不鮮明、汚損等があれば直ちに申し出てください。
- 3 この試験では、問題冊子 1 部、解答用紙 3 枚、下書用紙 1 枚を配布します。六法は、貸与します。
- 4 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 5 解答用紙が足りない場合は、適宜配布するので手をあげてください。
- 6 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 7 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 8 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。配布した解答用紙は、書き損じや未使用のものも含めて、すべて回収します。問題冊子と下書用紙は持ち帰ってください。
- 9 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

問題 (50 点)

Xは、Yを被告として消費貸借契約に基づく貸金 200 万円の返還を求める訴えを提起した。この訴えにつき、裁判所は、Xの請求を棄却するとの判決を言い渡したところ、Xは、控訴期間経過前にこの訴えを取り下げた。その後、Xは、上記貸金元金に対する利息債権の支払を求める訴えを提起した。前訴と後訴の訴訟物は異なるにもかかわらず、かかる後訴は許されないという見解が多数説である。その理由について説明しなさい。

以 上